

## 令和4年度第2回鶴岡警察署協議会の開催

日 時	令和4年10月12日(水)午後3時30分から午後5時までの間
場 所	鶴岡警察署4階大会議室
出席者	協議会委員：会長以下8名 警察署員：署長以下13名
議 題	警察活動に対する意見要望

【視察】 小学校での警察犬との共同による下校児童の見守り活動視察  
警察本部鑑識課警察犬担当者からの警察犬の活動状況説明

### 【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
<p>鶴岡警察署管内での電動キックボードの利用者はいるか。</p> <p>新ルールでは、16歳以上は免許無しで利用可能になると聞いているが、今後利用者が増えた場合、利用に関する講習会などの開催は検討しているか。</p>	<p>当署管内でも電動キックボードの利用が確認されています。</p> <p>現在、公道上を走行することができる電動キックボードは、定格出力が0.6キロワット以下のものは原動機付自転車、0.6キロワットを超えるものは普通自動二輪に区分され、それぞれ運転できる運転免許が必要です。</p> <p>また、公道上を走行する上で必要なものとして前照灯や後部反射器等の保安基準を満たす装置の設置、ナンバープレートの取得、自賠責保険への加入等があり、乗車する方はヘルメット装着が義務となっております。</p> <p>このような様々な規制がありますが、道路交通法の改正により、令和7月1日以降は、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」と区分し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しない(16歳未満は運転禁止)</li> <li>・ヘルメット装着が努力義務化</li> <li>・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講命令が出される</li> </ul> <p>等のことが予定されています。</p> <p>ただし、保安基準を満たす装置の設置やナンバープレートの取得、自賠責保険加入は引き続き必要となりますし、一定の基準を超える電動キックボード等は、引き続き原動機付自転車等に区分されることとなり</p>

	<p>ます。</p> <p>警察では、学校や事業所における交通講話の機会を捉えて利用上のルールの指導や安全啓発活動を実施しています。</p> <p>今後、利用が増える状況があれば、講習会なども検討していきます。</p> <p>また、保安基準を満たす装置の設置等がなく、そもそも公道上を走行することができないものも販売されておりますので、その点も合わせて指導して参ります。</p>
<p>小学校前などに設置されている赤色点滅灯が付いたポールは何の装置か。</p>	<p>御質問のあった赤色点滅灯は「スポットフラッシュ」というセンサー付きの赤色回転灯で、歩行者が近づくと自動的に発光回転し、通過車両に対し注意喚起を図るものです。</p>
<p>信号機のある十字路交差点で右折レーンが混雑している時に、交差点を直進し、すぐに右折して小道等でUターンして反対車線の左折レーンに入る車を見た。このような運転は危険であるが、有効な対策はあるか。</p>	<p>このような行為が法令違反に当たるかは状況により判断することとなりますが、車や歩行者が多い場所では危険な行為となりますので、交通ルール、交通マナーの遵守を図る活動が効果的と考えています。</p> <p>また、パトカーを走行時、赤色灯を点灯させ、パトメロ、車載マイクを活用して呼び掛けを行うなど、「見せる・聞かせる」警戒活動も継続していきます。</p> <p>信号機のある交差点の混雑に関しては、信号機の秒数調整を行い、円滑化に努めていきます。</p>
<p>横断歩道のないところで横断している歩者がいた場合、車両の運転者は停止すべきか。</p>	<p>道路交通法では、横断歩道のない交差点での歩行者優先が定められており、交差点で横断歩道のない場所で歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはならない旨の規定があります。</p> <p>一方、交差点でない横断歩道のない道路を歩行者が渡ることに関する道路交通法の規定はありませんが、既に歩行者が渡り始めている場合等、危険を回避する必要がある場合は、停止して歩行者の安全を確保してください。</p> <p>警察では歩行者に対し、安全のため横断歩道を渡るよう指導をしているところです。今後も指導を継続していきます。</p>
<p>県道、市道でセンターラインや車道と歩道の線が消えたままになっているのを見掛ける。引き直しをしてほしい。</p>	<p>センターラインの引き直しは、ラインの色が黄色の場合と白色の場合とで施工主体が異なります。</p> <p>警察が主体となるのは「黄色」の場合で、薄かったり消えかかっているような状況を点検しながら毎年春先に塗り直しの工事を</p>

	<p>発注して対応しています。      今後も現場を確認のうえ迅速な塗り直しを行います。      「白色」のセンターラインや車道外側線の場合は道路管理者になりますので、引き直しの要望については、道路管理者に情報提供を行い、可能な限り早めの対応になるよう働き掛けを行っていきます。</p>
<p>出会い系サイトやSNSなどに起因した児童の犯罪被害防止への取組について教えてほしい。</p>	<p>本県内でもSNSに起因した児童の犯罪被害はあります。      罪種は、未成年誘拐、青少年健全育成条例違反、児童ポルノ法違反などです。      山形県警察では、この種犯罪の被害防止として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室等による情報モラル教育</li> <li>・携帯電話事業者と連携したフィルタリングの普及活動</li> <li>・SNSを活用した被害防止のための広報啓発活動</li> </ul> <p>などを推進しています。      また、警察本部人身安全少年課が中心となり、サイバーパトロールによりSNS上における不適切な書き込みを発見し、対象の書き込みに対し直接注意喚起のメッセージを送信する取組も行っています。</p>
<p>日中はお年寄りがほとんどの地域なので、駐在所員から、引き続きこまめに地域を巡回して、声掛けなどをしてほしい。</p>	<p>県警では、住民の皆様が犯罪や災害の被害に遭わないよう「自らの安全を守るための対策」の定着に向けた活動を推進中です。      具体的には、御家庭を訪問したり、学校や公民館等に赴いて講話をしております。      特に高齢者がいる家庭には、詐欺の電話が来ても電話を取らずに済む「常時留守番電話設定」、在宅中の泥棒被害を防止する「家屋の常時施錠」、夜光反射材の貼付による交通事故防止及び災害発生時の早期避難等の指導を行っています。      今後も、地域に安全安心を提供できるよう、より一層、住民目線で業務を推進していきます。</p>
<p>夜に不審な車に後を付けられた場合どうしたらよいか。</p>	<p>明るい場所や人のいる場所に避難し、助けを求めるとともに、110番通報してください。      車のナンバーや車種、塗色などを覚えることができれば、110番通報時に警察官に教えてください。</p>
<p>日帰り温泉で迷惑行為をする客がいるので、注意指導の他にできる対策は</p>	<p>警察が通報を受けた際は、その事案に応じて、犯罪と認められれば検挙する、犯罪</p>

ないか。

にならない場合は注意指導するなど、その都度状況を確認し、対応します。